

## 第 1 3 6 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 6 月 2 0 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 6 月 2 0 日 (月) 午後 1 時 5 6 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 6 月 2 0 日 (月) 午後 2 時 4 3 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 岡山市役所 7 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別  
出席 1 5 名 欠席 2 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	欠席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	欠席			

- 6 事務局出席者  
事務局：担当局長 佐古 和之 参事監 真田 明彦  
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司  
担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 田尾 和宏 主任 中島 明子
- 7 傍聴者 0 名
- 8 議 題  
第 1 号議案 農地関係申請等について  
申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について  
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について  
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について  
(4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)  
(5) 農地法 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について  
報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について  
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について  
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について  
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について  
(5) 農地改良届について  
第 2 号議案 農政関係等について  
(1) 令和 4 年度事業について  
(2) その他
- 9 議事録署名委員の番号及び指名 4 番 板野 元次 1 5 番 長瀬 孝司

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第136回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。4番,板野委員 15番,長瀬委員 にお願  
いします。

議 長 議案の審議の前に,事務局,訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正はありません。

議 長 それでは,議案の審議に入ります。第1号議案,農地関係申請等について,  
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての  
審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ1番と3番は,同じ受人ですので,まとめて説明します。受人は田  
原に居住し,約1haの農地を耕作する農業者で,増反により1番の田原の田  
畑及び3番の栢谷の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係  
等問題がないこと,下限面積20aを超えていることから,許可要件をすべて  
満たしていると考えます。

2番の受人は矢坂本町に居住し,約27aの農地を耕作する農業者で,増反  
により矢坂本町の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係  
等問題がないこと,下限面積20aを超えていることから,許可要件をすべて  
満たしていると考えます。

4番の受人は花尻ききょう町に居住し,約25aの農地を耕作する農業者  
で,増反により尾上の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係  
等,いずれも問題がないこと,許可後下限面積30aを超えることから許可要  
件を全て満たしていると考えます。

5番の受人は芳賀に居住し,約47aの農地を耕作する農業者で,増反によ  
り芳賀の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係  
等問題がないこと,下限面積30aを超えていることから,許可要件をすべて  
満たしていると考えます。

6番の受人は西辛川に居住し,約34haの農地を耕作する農業者で,増反  
により西辛川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係  
等問題がないこと,下限面積30aを超えていることから,許可要件をすべて  
満たしていると考えます。

7番と2ページ8番は同時申請ですのでまとめて説明します。

受人らは谷万成二丁目に居住し,約13aの農地を耕作する農業者で,いず  
れも受贈により津島京町一丁目の田を取得しようとするものです。

協議会の審議では,8番はヨシが生えていたところであり,現状では計画ど  
おりすぐに畑として利用することが困難と思われ,営農計画の再提出を受け  
て判断する必要があること,7番だけでは下限面積を満たさないことから,7  
番,8番については保留意見となっています。

9番は取下げです。

10番の受人は吉宗に居住し、約40aの農地を耕作する農業者で、増反により栢谷の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から8番まで及び10番の9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、1番から6番及び10番については許可意見、7番と8番については保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 3ページ11番、12番は同時申請ですので、まとめて説明します。

受人は加茂に居住し、新規就農により、新庄下の田に3年間使用貸借権を設定し、加茂の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、14番は同時申請ですので、まとめて説明します。

受人は津寺に居住し、世帯で約77aの農地を耕作する農業者ですが、増反により川入と納所の田にそれぞれ5年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は河原に居住し、新規就農により、河原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は高松原古才に居住し、世帯で約43aの農地を耕作する農業者ですが、増反により立田の田を所有権移転しようとするものです。

協議会の審議では、受人に確認したところ、申請地を耕作目的ではなく、隣接する所有地(山林)の進入路への転用を考えているとのことから、本申請は取り下げ、後日、5条許可申請をする予定であるとのことから、16番については保留意見となっています。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、11番から16番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、11番から15番までについては許可意見、16番については、保留意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員  
議 長  
田 尾 係 長

異議なし。

次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

3 ページ 17 番, 18 番は同時申請ですので, 同時に説明します。

受人は御津野々口に居住し約 17 a 耕作する農業者で, 増反により御津野々口の 17 番の田を所有権移転, 18 番の田に 2 年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 許可後下限面積 30 a を超えることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

19 番, 20 番は同時申請ですので, 同時に説明します。

受人は御津平岡西に居住し, 新規就農により御津平岡西の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 許可後下限面積 30 a を超えることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

21 番, 22 番は同時申請ですので, 同時に説明します。

受人は御津宇甘に居住し, 新規就農により御津宇甘の 21 番の田を所有権移転, 22 番の田に 10 年間貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 許可後下限面積 30 a を超えることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

23 番, 受人は北区富原に居住し約 1.3 ha 耕作する農業者で, 増反により建部町市場の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 下限面積 30 a を超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

24 番, 受人は中区清水に居住し約 93 a 耕作する農業者で, 増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 下限面積 30 a を超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

御津・建部地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦 上 委 員

御津・建部地区協議会で, 17 番から 24 番までの 8 件について協議したところ, 事務局説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議 長  
全 員  
議 長

他の委員さん, 何かご意見がありますか。

異議なし。

次に南区の説明を事務局からお願いします。

中 島 主 任

4 ページ 25 番, 受人は南区古新田に居住し, 世帯で約 83 a の農地を耕作する農業者で, 増反により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 下限面積 50 a を超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番, 受人は南区箕島に居住し, 世帯で約1.6haの農地を耕作する農業者で, 増反により箕島の田を所有権移転しようとするものです。

協議会の審議では, 申請地が荒廃しており, 営農が行われるか疑問であるため, 営農計画や現地の改善状況を受けて判断する必要があること, また, 受人世帯の耕作地に不適切な利用をされている農地があり, 是正が必要であることから, 指導等を行うこととし, 保留意見となっています。

27番, 受人は南区山田に居住し, 世帯で約80aの農地を耕作する農業者で, 増反により妹尾の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番から30番は譲渡人が同一の法人ですので, まとめて説明をします。

28番の受人は, 倉敷市連島町鶴新田に居住し, 世帯で約4.6haの農地を耕作する農業者で, 29番の受人は, 倉敷市連島町鶴新田に居住し, 世帯で約4haの農地を耕作する農業者で, 5ページ30番の受人は, 南区藤田に居住し, 世帯で約5.8haの農地を耕作する農業者で, いずれも増反により法人名義の藤田の田を法人役員へ所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

31番, 受人は南区彦崎に居住し, 世帯で約29haの農地を耕作する農業者で, 経営移譲により彦崎の田に30年間の使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

32番, 受人は南区中畦に居住し, 世帯で約82aの農地を耕作する農業者で, 増反により片岡及び川張の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

33番, 受人は南区迫川に居住し, 世帯で約86aの農地を耕作する農業者で, 増反により迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等問題がないこと, 下限面積50aを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で, 25番から33番までの9件について協議したところ, 事務局の説明のとおりで, 25番及び27番から33番までについては許可意見, 26番については, 保留意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは, 申請等(1)については, 取下げの1件を除く, 中・中央地区1

番から南区33番までのうち、7番、8番、16番、26番を保留、残る28件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全  
議  
員  
長  
長

異議なし。

それでは、そのように決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

6ページ1番、転用目的は貸露天駐車場であり、現在一時転用中です。

申請地は令和元年6月18日付の許可を受け、周辺住民が利用する貸露天駐車場として利用されています。今後も周辺住民が申請地を駐車場として継続利用する必要があること、また、近隣の医療機関職員用の駐車場としての需要が見込まれることから、申請地を貸露天駐車場として永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、2種類以上の管が埋設された沿道で半径500m以内に医療機関と中学校があることから3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議  
長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員

中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議  
長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全  
議  
員

異議なし。

議  
長

それでは、申請等(2)は、中・中央地区1番の1件ですが、許可と決定してよろしいか。

全  
議  
員

異議なし。

議  
長

それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

7ページ1番、令和3年10月15日付農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は下中野の借家に妻と子どもの3人で生活しており、家財道具が増え手狭になったこと、また、将来両親の面倒を看るのに通いやすいことから現住居を退去し、申請人の実家に近い母所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番から4番については、同時申請ですのでまとめて説明します。

これらは、いずれも令和4年3月17日付農振除外済案件です。

2番の転用目的は、露天資材置場です。

申請人は北区一宮に本店を置き、設備工事業を主な事業としています。申請地近くの設備工事の受注に伴い、新たな資材置場が必要となり、幅の狭い土地ではありますが菅材等の資材置場として有効利用できるため、所有権を移転し、露天資材置場として転用しようとするものです。

3番および4番の転用目的は、自己専用住宅です。

3番の申請人は北区奥田本町の借家に妻と子どもの3人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番の申請人らは北区北長瀬本町の借家に妻と2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人らの現在の居住地に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場で、現在一時転用中です。

申請人は北区西長瀬に本社を置き、自動車販売を主な事業としています。申請地に賃借権を設定し、令和元年7月から露天駐車場として3年間使用していましたが、本社から近い立地にあり、従業員用駐車場や修理、販売用車両を一時的に駐車しておくために引き続き使用するため、申請地を永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和3年10月15日付農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は三和の実家に申請人と夫と子ども2人の4人と両親の6人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、申請人の実家に近く、実家の家族の面倒を看ながら引き続き農業にも従事できるよう、母が所有する申請地の所有権を移転し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は露天資材置場で、現在一時転用中です。

申請人は北区北長瀬本町に本社を置き、主な事業は土木工事、舗装業です。資材置場が不足したため、会社の近隣の申請地の一時転用許可を受け、露天資材置場として利用していますが、引き続き利用するため、永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、駅から500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議 長  
田尾係長

次に北・吉備地区の説明をお願いします。

8ページ8番，転用目的は自己専用住宅です。

申請人は，現在，今保の賃貸住宅に，夫婦と子ども1人，申請人の母の計4人で生活していますが，子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し，夫婦各々の勤務先に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は，農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

9番，10番は同じ地域ですので，まとめて説明します。

9番，転用目的は自己専用住宅です。

申請人は，現在の都合で，月曜日から金曜日は中区国富二丁目の実家で，土曜日，日曜日は夫と子ども2人が暮らす徳島市の賃貸住宅で，生活していますが，申請地の隣接地に夫婦で診療所（歯科医院）を計画していることから現住居を退居し，申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番，転用目的は診療所（歯科医院）です。

申請人（夫）は，現在，徳島市の賃貸住宅に子ども2人と生活しており，申請人（妻）は，現在，岡山市の実家と，夫と子どもの暮らす徳島市とを往来して生活しています。申請地は県道真金吉備線の沿道で，近隣には多くの人家がありますが，これまで周辺に歯科診療所がなかったことから，周辺住民の利用が見込まれる申請地の所有権を移転し，診療所（歯科医院）を建築しようとするものです。

いずれも，農地区分は，農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

11番，転用目的は自己専用住宅です。

申請人は，現在，南区大福の賃貸住宅に夫婦で生活していますが，家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し，妻の実家に近い申請地の所有権を移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は，農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

議 長  
小橋委員

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて，協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

北・吉備地区協議会で，8番から11番までの4件について協議したところ，事務局説明のとおりで，いずれも許可意見としており，農業委員としても同様の意見です。

議 長  
全員  
議 長  
田尾係長

他の委員さん，何かご意見がありますか。

異議なし。

次に御津・建部地区の説明をお願いします。

12番，転用目的は露天駐車場です。

受人は御津野々口にて不動産業を営む法人ですが，受人が管理する賃貸共同住宅の入居者及び来客用駐車場が不足していることから，隣接する申請地を所有権移転し露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は，農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され，転用目的



は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、令和4年3月17日付農振除外済の案件で、転用目的は露天駐車場、露天駐輪場です。

受人は御津紙工にある地縁法人です。申請地の前面道路には週3日（月・木・金曜日）御津・建部コミュニティバスが運行しており、停留所でなくても乗降が可能で地域住民にとって利便性の高いものですが、現状はこのバスを利用する際に自家用車や自転車を付近の岡山県の所有地や周囲の民地に勝手に置いてバスを利用しています。周囲から苦情が出ることもあることから、当該岡山県所有地から近く、バス路線沿いで集落の中にある申請地を所有権移転し、露天駐車場、露天駐輪場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、12番と13番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 8ページ14番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は南区新保の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の祖父の所有地で、妻の実家に近い申請地に使用貸借権を設定して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番から22番は同じ地域ですのでまとめて説明します。これらは令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的はいずれも自己専用住宅です。

15番、申請人は南区芳泉三丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

9ページ16番、申請人は中区桑野の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は南区新福二丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の実家に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は倉敷市児島小川九丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫婦の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、申請人は南区福成二丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活してい

ますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の姉の家に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

20番、申請人は南区大福の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

21番、申請人は南区浜野二丁目の借家に夫婦と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

22番、申請人は南区福島二丁目の借家に夫婦と子ども2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、南区役所から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、14番から22番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(3)については、1番から22番までの22件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転)について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 10ページ南区1番と2番の2件です。これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、南区1番は所有者から財団への所有権移転、南区2番は財団から耕作者への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(4)は原案どおり決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

中島主任 11ページ1番から16ページ15番までの15件で、すべて相続による所有権取得です。1番についてはあっせんを希望していますので内容を確認する予定です。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

- 議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 議員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（５）については、１５件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。
- 議員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 議長 次に、報告に移ります。事務局から説明をお願いします。
- 田尾係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１７ページ１番の１件で、転用目的は、共同住宅で、専決日は備考欄のとおりです。
- 報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１８ページ１番から１９ページ１０番までの１０件で、転用目的は、住宅用地１件、自己住宅１件、共同住宅１件、宅地造成１件、分譲住宅地、市道拡幅１件、進入路１件、敷地拡張１件、露天駐車場２件、露天資材置場１件で、専決日は備考欄のとおりです。
- 報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２０ページ１番から５番までの５件で、解約理由は耕作目的５件です。離作料は記載のとおりとなっています。
- 報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２１ページ１番から２番までの２件で、内容は、農業用倉庫２件です。
- 報告（５）農地改良届については、２２ページ１番から３番までの３件で、内容は普通野菜畑・果樹園１件、果樹園１件、普通野菜畑１件です。
- 議長 これらの報告について、ご質問等がありますか。
- 議員 ありません。
- 議長 それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 第２号議案を説明
- 議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。
- 事務局 次回総会予定（７月１９日（火）市役所７階大会議室）
- 職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後２時４３分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員